

# 令和7年度市営墓地貸出 追加貸出区画 抽選募集要領

## 1 市営墓地の貸出

市営墓地の墓所は、全て買取りではなく貸出しのため、移転・墓じまい等により使用されなくなった場合、市に返還いただき、再度貸出しを行います。今回追加して貸出す墓所は、返還された墓所になりますので、申込みの際にはこうした経緯をご理解ください。

また、位置・面積・周囲の状況等がそれぞれ異なるため、申込み前に必ず、墓所周辺の環境(植栽、通路、周辺墓所の状況等)をご確認ください。

なお、以前に返還された墓所についても貸出を行っております。福祉政策課窓口にて申請順にて受付を行っておりますので、候補の1つとしてご検討ください。

## 2 申請資格

申請ができる方は、豊橋市に住民票がある世帯主の方で、以下の資格1又は資格2のいずれかを満たす方に限ります。

資格1	焼骨があるが、お墓がないため市営墓地に埋蔵する。
資格2	焼骨があり、お墓もあるが、お墓が豊橋市外にあるため市営墓地に改葬する。

### 《注意事項》

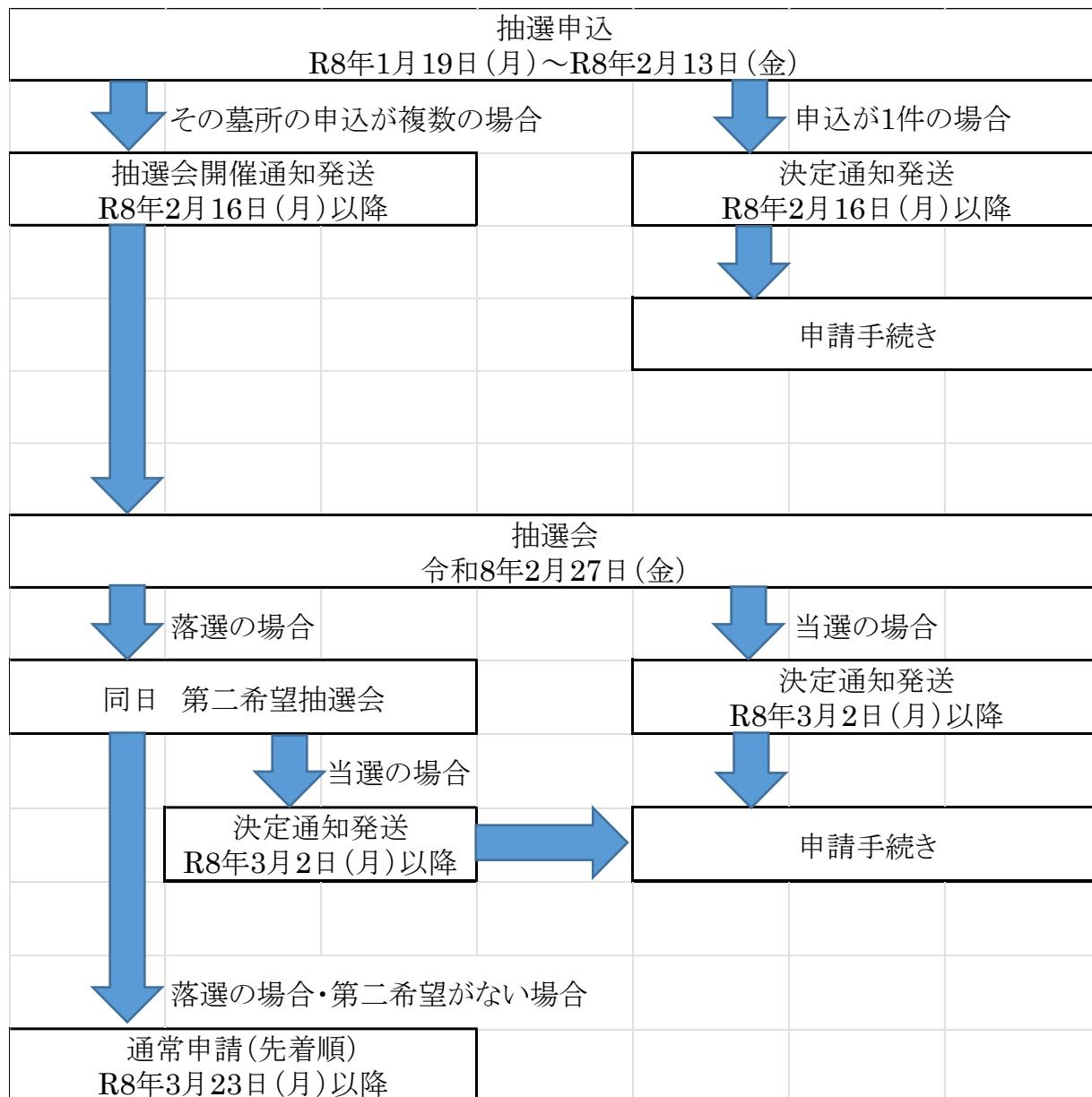
- ① すでに市内に墓地(市営・民間は問いません。)をお持ちの世帯は、申請できません。
- ② 申請は世帯主に限り、1世帯1墓所となります(複数区画の申請はできません。)

## 3 使用の条件

区分	内 容	備 考
永代使用料	○向山靈苑 280,000円／m <sup>2</sup> ○飯村墓地 200,000円／m <sup>2</sup> ○東細谷墓地 115,000円／m <sup>2</sup>	○使用許可時に一括納付となります。 ○区画毎の面積、使用料等は別紙一覧表をご覧ください。
年間管理料	不要	
墓石の建設	①使用許可から3年以内に墓石を建設してください。 ②墓石には高さ等の制限があります。	○指定の石材店はありません。
墓所の清掃	使用している墓所の草取り、清掃等の管理は使用者で行ってください。	○墓石建設前でも同様です。
墓所の使用権	①墓所の使用権は、買取りではなく、貸出です。譲渡・転貸することはできません。 ②墓所が不要となった場合は、更地に復元した上で、市に返還してください。 ③本条件に違反があった場合、使用権を取り消すことがあります。	○墓所の使用者がお亡くなりになった場合は、祭祀主宰者が承継することができます。 ○返還された場合、永代使用料の半額をお返します。

#### 4 申込手続きの流れ

申込みから確定までの手続きの流れは、以下のとおりです。



手続き	詳細	期日・締切									
1 抽選申込	<p>①申込みは、下記いずれかの方法で行ってください。抽選の申込みは第2希望まで受付けます。</p> <p>1) 「令和7年度市営墓地 追加貸出区画 抽選申込書」に必要事項を記入し、福祉政策課（豊橋市役所東館3階）に持参又は郵送にて提出</p> <p>2) 右記のQRコードを読み込み、あいち電子申請・届出システムより申込み</p> <p><a href="https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure/7080778790125257576">https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure/7080778790125257576</a></p> <p>②申込の際に、以下の書類を、持参・郵送の場合はコピーを提出、あいち電子申請・届出システムより申込みの場合はPDF等で添付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込資格</th> <th>提示・提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格1</td> <td>死体火(埋)葬許可証</td> <td>斎場で火葬後返却される許可証です。 ※抽選後申請の際には原本を提出していただきます。</td> </tr> <tr> <td>資格2</td> <td>なし</td> <td>※抽選後申請の際には改葬許可証が必要となります。</td> </tr> </tbody> </table>	申込資格	提示・提出書類	備考	資格1	死体火(埋)葬許可証	斎場で火葬後返却される許可証です。 ※抽選後申請の際には原本を提出していただきます。	資格2	なし	※抽選後申請の際には改葬許可証が必要となります。	<p>申込期間 R8年1月19日(月) 午前8時30分 ～ R8年2月13日(金) 午後5時15分まで ※来庁については土日を除く。 ※郵送については14日必着厳守</p> 
申込資格	提示・提出書類	備考									
資格1	死体火(埋)葬許可証	斎場で火葬後返却される許可証です。 ※抽選後申請の際には原本を提出していただきます。									
資格2	なし	※抽選後申請の際には改葬許可証が必要となります。									
2 応募状況	墓所ごとに前日受付終了時点の応募状況を、申込期間中合計3回、午前10時頃までにホームページ上でお知らせします。 《ホームページ》 <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/5102.html">https://www.city.toyohashi.lg.jp/5102.html</a>	1月26日(月)、2月4日(水)、2月13日(金)の計3回更新予定									
3 変更	①申込された墓所は、申込期間内であれば変更することができます。 ②申込日・申込時間の遅いほうを最新の申込みとして扱いますので、予めご了承ください。										
4 墓所の決定・抽選会実施の決定	<p>①第一希望の申込件数が1件の墓所については、当該申込者を使用者として決定します。</p> <p>②第一希望の申込件数が複数の墓所については、抽選会を実施します。</p> <p>※使用者となることが決定した申込者に対しては「決定通知」を送付しますので、到着後、申請手続きを行ってください。</p> <p>※抽選会を実施することになった墓所の申込者に対しては「抽選会開催通知」を送付いたします。</p> <p>《注意》 申込者には「決定通知」か「抽選会開催通知」のいずれかを送付します。万が一、2月20日(金)までに通知が到着しない場合には、お手数ですが、市役所福祉政策課(0532-51-2369)までお問い合わせください。</p>	R8年2月16日(月)以降に郵送									

5 抽選会	<p>抽選会は公平を期すため公開にて実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選会への参加については任意です。</li> <li>・抽選会場での申込墓所の変更はできません。</li> <li>・抽選会開催通知に記載のある受付番号にて抽選を行いますので、個人名等が明らかになることはありません。</li> </ul> </div> <p>以下の手順で抽選を実施します。</p> <p>①第一希望の申込件数が複数の墓所については、第一希望の申込者の中から抽選を行い、当選者を使用者として決定します。</p> <p>②第一希望の申込に係る抽選終了後、第一希望の申込者がいない墓所、かつ、第二希望の申込件数が1件の墓所については、当該申込者を使用者として決定します。</p> <p>③第二希望の申込件数が複数件ある墓所については、第二希望の申込者の中から抽選を行い、当選者を使用者として決定します。</p> <p>※当選者には「決定通知」を送りますので、到着後、申請手続きをしてください。また、第一希望・第二希望に係る抽選のいずれも落選した申込者には「落選通知」を送りますので、抽選後の貸出に申請してください。</p> <p>【例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aさん</th> <th>Bさん</th> <th>Cさん</th> <th>Dさん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○区画</td> <td>第一希望</td> <td></td> <td>第一希望</td> <td>第一希望</td> </tr> <tr> <td>□区画</td> <td>第二希望</td> <td>第一希望</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△区画</td> <td></td> <td></td> <td>第二希望</td> <td>第二希望</td> </tr> <tr> <td>結果</td> <td>○区画</td> <td>□区画</td> <td>落選</td> <td>△区画</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 抽選会の実施決定      □区画はBさんに決定。Bさんには「決定通知」を送付。      その他の方には「抽選会開催通知」を送付。</p> <p>2 第一希望の申込に係る抽選を実施      ○区画はACDの中から抽選を実施し、Aさんに決定。      Aさんには「決定通知」を送付。</p> <p>3 第二希望の申込に係る抽選を実施      △区画はCDさんの中から抽選を実施し、Dさんに決定。      Dさんには「決定通知」を、Cさんには「落選通知」を送付。</p>		Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	○区画	第一希望		第一希望	第一希望	□区画	第二希望	第一希望			△区画			第二希望	第二希望	結果	○区画	□区画	落選	△区画	<p>抽選会      R8年2月27日      (金)      ※時間・場所については「抽選会開催通知」にてお知らせ。</p> <p>「5 抽選後の貸出」を参照ください。</p>
	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん																							
○区画	第一希望		第一希望	第一希望																							
□区画	第二希望	第一希望																									
△区画			第二希望	第二希望																							
結果	○区画	□区画	落選	△区画																							
6 申請手続き	<p>①墓所の使用が決定した申込者は、R8年3月19日(木)までに必要書類を福祉政策課へご持参ください(郵送での申請は受付けていません。)。</p> <p>②提出書類は以下のとおりです。</p>	<p>提出締切      R8年3月19日      (木)</p>																									

	<p>1 市営墓地使用許可申請書</p> <p>2 決定通知</p> <p>3 申込者と焼骨等の関係を証する書類(戸籍謄本等)</p> <p>4 資格 1 の場合、死体火(埋)葬許可証</p> <p>又は</p> <p>資格 2 の場合、改葬許可書(申請者本人に交付されたもの)</p> <p>(5 申込書にある住民情報照会・調査同意書欄に署名いただけない場合、住所が確認できる住民票を提出してください)</p>	
	<p>③書類提出後に、お墓の使用許可書・納入通知書等をお送りしますので、納入通知書に記載されている納期までに、納入通知書を取扱金融機関にお持ちいただき、使用料を納入してください。</p> <p>※納期までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。</p> <p>④使用許可証が届き、使用料を納付した後に、墓所での墓石建設を行うことができます(墓石建設時には福祉政策課への別途届出が必要です。)。</p>	

## 5 抽選後の貸出

申込がなかった貸出墓所については、R8 年 3 月 23 日(月)以降、福祉政策課で使用の申請を受付けます(郵送では受付けていませんので、ご来庁のうえ申請ください。)。申請順となりますので、ご了承ください。提出書類は以下のとおりです。

提出書類	備考
1 市営墓地使用許可申請書	
2 申請者と焼骨との関係を証する書類	戸籍謄本等
3 P1 に記載の申請資格のうち 資格 1 の場合 死体火(埋)葬許可証 又は 資格2の場合 改葬許可証	改葬許可証は申請者本人に交付されたものに限ります。
(4 住民票)	申込書にある住民情報照会・調査同意書欄に署名いただけない場合、住所が確認できる住民票を提出してください

(職員記入欄) 受付番号

## 令和 7 年度市営墓地 追加貸出区画 抽選申込書

提出年月日 : 令和 8 年 月 日

次のとおり市営墓地の貸出抽選に申し込みます。

なお、使用許可を受けたときは、市営墓地に関する条例、規則等を遵守し、墓所の維持管理等に努めます。

いずれかにチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	資格 1	焼骨があるが、お墓がないため市営墓地に埋蔵する。
<input type="checkbox"/>	資格 2	焼骨があり、お墓もあるが、お墓が豊橋市外にあるため市営墓地に改葬する。

申込者氏名 (世帯主に限る)			
申込者住所	豊橋市		
申込者電話番号	固定電話 0532 — ( ) — 携帯電話		
希望墓所区画	希望順位	希望墓地 (いずれかに○)	希望墓所区画
	第一希望	向山靈苑 飯村墓地 東細谷墓地	
	第二希望	向山靈苑 飯村墓地 東細谷墓地	
死亡者氏名 (複数納骨予定場合は 代表 1 名)	申込者からみた続柄	氏名	
現在お墓がある場所 (資格 2 の場合)	所在地		
	名称		
添付書類	資格 1 の場合 火 (埋) 葬許可書のコピーを提出してください。		

【問い合わせ先】

〒440-8501

豊橋市今橋町1 豊橋市役所

福祉部 福祉政策課 市営墓地担当

TEL:0532-51-2369

FAX:0532-56-2813

E-mail:fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp